

(2) 男女共同参画に関する基本法制等

大韓民国憲法にて男女平等理念に関わる規定は、第 11 条「すべての国民は、法の前に平等である。何人も性別、宗教又は社会的身分により、政治的、経済的、社会的、文化的生活のすべての領域において差別を受けない。」にある。

1987 年、憲法の平等理念に基づき、男女雇用平等法が制定され、雇用における男女の平等な機会と待遇が保障された。同法は、国および自治体を含めた労働者を使用する全ての組織に適用される。

また、韓国では、1995 年の第 4 回世界女性会議の北京行動綱領を契機に、憲法にある男女平等理念を実現するため、女性の参画促進の基本法である「女性発展基本法」(以下、「基本法」という。)が制定された。その目的は、政治、経済、社会、文化すべての領域における男女平等の理念の浸透および国家と社会の発展に資することである。

韓国の女性政策は、基本法に従い女性家族部⁵⁸長官が5年毎に策定する「女性政策基本計画」に基づいて推進される。第1次女性政策基本計画が1998年に策定され、現在は第4次女性政策基本計画(対象期間2013年～2017年)に基づき、女性の活躍推進に係る取組が進められている。

⁵⁸ 韓国の中央行政機関は部・処・庁(日本でいう省庁(政府組織法))に分かれており、女性家族部(Ministry of Gender Equality & Family)は大統領直属女性特別委員会(The Presidential Commission on Women's Affairs 1998年)、女性部(Ministry of Gender Equality 2001年)を経て、2005年に設立。女性政策の策定、女性の社会的地位の向上等を目的として、ジェンダー関係の政策策定・政策の性別影響分析・女性の社会参加拡大推進等を実施。2015年度の予算規模はおおよそ 3,570 億ウォン。女性家族部ホームページ、女性家族部について http://english.mogef.go.kr/sub01/sub01_41.jsp (アクセス日: 2015年3月16日)